

伊賀市告示第 112 号

令和 4 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和4年度 伊賀市職員募集要項

【前期日程】

令和5年4月1日採用

募集職種

- ・事務職（上級）
- ・保育士

<受験申込受付期間>

令和4年5月14日（土）から5月31日（火）まで
※受験手続の詳細は2ページを確認してください。

令和4年度 伊賀市職員募集要項【前期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
事務職（上級）	①学校教育法による大学（4年制）を卒業した人 または令和5年3月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等 の資格があると認める人	平成5年4月2日 以降に生まれた人	7人 程度
保 育 士	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または 令和5年3月末までに取得見込みの人 ※令和5年4月1日時点で、保育士登録されており、 幼稚園教諭免許が有効期間内であること	平成5年4月2日 以降に生まれた人	5人 程度

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

(2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職（上級）	総合適性検査（SPI3）	6月11日（土）から 6月26日（日）のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
保育士			

※テストセンターについては、リクルートのウェブサイトでご確認ください。
（参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>）

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会場	内容	試 験 日	会場
事務職（上級）	個別面接	7月23日(土) 24日(日)	伊賀市役所	個別面接	9月3日(土) または 9月4日(日)	伊賀市役所
保育士		7月30日(土) 31日(日) のいずれか		個別面接 保育実技※		

※保育実技…ピアノ弾き歌い、絵本読み聞かせ

◆会場所在地

伊賀市役所 伊賀市四十九町3184番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみメールで通知します。合否の結果は、受験者全員にメールで通知し、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査（SPI3）	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	約65分

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットから申し込んでください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/10412>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。また、人事課、各支所にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡はメールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



◆受付期間

5月14日（土）～5月31日（火）午後5時15分受信分まで
郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、5月31日（火）午後5時15分までの必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」からメールを受信できるように設定してください。）
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込みを行ってください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に振り分けられるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続きが完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【第1次試験（SPI3）の受験方法】

- ・SPI3は、性格検査と能力検査があります。
- ・申し込み完了後順次、「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時、会場を予約して受験してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和5年4月1日

【勤務条件（令和4年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 187,666 円以上、高校卒 155,118 円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間（一般的な例）

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
- 2 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 3 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 4 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場の変更や、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記4と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。

〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

（電話）0595-22-9605

（ホームページ）<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和4年度伊賀市職員採用試験申込書【前期日程】

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

受験職種（受験する職種に○をつけてください。）

事務職(上級)	保育士
---------	-----

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

令和 年 月 日現在（←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。）

フリガナ		性別	メールアドレス
氏名		男・女	
生年月日	平成 年 月 日生（満 歳）		
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL - -	
		緊急連絡先(必ず記入してください。) TEL - -	
フリガナ			
連絡先	〒 -	TEL - -	

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学歴(中学校から順に最終学歴(在学中を含む。))まですべて記入のこと。)*期間は必ず和暦で記入してください。

学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴(ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。)受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。

また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

令和4年度 伊賀市職員募集要項

【後期日程】

令和5年4月1日採用

募集職種

- ・事務職（初級、職務経験者対象）
- ・技術職（土木上級、土木初級、土木職務経験者対象）
- ・上下水道事業技術職（上級、初級）
- ・学芸員（埋蔵文化財、近世文化・文学）
- ・消防職（上級、初級）
- ・救急救命士

<受験申込受付期間>

令和4年8月1日（月）から8月18日（木）まで

※受験手続の詳細は5ページを確認してください。

令和4年度 伊賀市職員募集要項【後期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数
		学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
事 務 職	初級	①学校教育法による高等学校を卒業した人または令和5年3月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	平成5年4月2日以降に生まれた人	若干名
	職務経験者対象	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む）で、令和5年3月末時点で民間企業などにおける継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人	昭和58年4月2日以降に生まれた人	若干名
技 術 職 (土 木)	上級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和5年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ①土木技術に係る専門課程を履修した人または令和5年3月末までに履修見込みの人 ②一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和5年3月末までに取得見込みの人を含む）	平成5年4月2日以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和5年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ①土木技術に係る専門課程を履修した人または令和5年3月末までに履修見込みの人 ②一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和5年3月末までに取得見込みの人を含む）	平成5年4月2日以降に生まれた人	
	職務経験者対象	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当し、令和5年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人 ①土木技術に係る専門課程を履修した人または令和5年3月末までに履修見込みの人 ②一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和5年3月末までに取得見込みの人を含む）	昭和58年4月2日以降に生まれた人	

上下水道事業 技術職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和５年３月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）	昭和５８年４月２日 以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和５年３月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）		
学芸員	埋蔵文化財	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和５年３月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、博物館法に基づく学芸員となる資格を有する人または令和５年３月末までに取得見込みの人	昭和５８年４月２日 以降に生まれた人	若干名
	近世文化・文学		平成５年４月２日 以降に生まれた人	若干名
消防職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和５年３月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）	平成５年４月２日 以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和５年３月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）		
救急救命士		学校教育法による高等学校を卒業した人または令和５年３月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、救急救命士免許を有する人または令和５年３月末までに取得見込みの人	平成５年４月２日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週２９時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (１) 地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する人
- (２) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (３) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◆消防職および救急救命士については、それぞれ次の要件全てに該当する人に限ります。

- (１) 日本国籍を有すること。
- (２) 採用後は、伊賀市消防本部までの通勤に要する時間がおおむね１時間以内の地域に居住すること。
(受験時の居住地は問いません。)
- (３) 交代制勤務ができること。
- (４) 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障がないこと。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）
 第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について
 「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

- 1 公権力の行使にあたる職務
 - (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
 - (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
 - (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
 - (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務
 「公権力の行使」にあたる主な職務の例
 生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など
- 2 公の意思の形成への参画にあたる職
 伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆ 第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職 (初級、職務経験者対象)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式	9月18日(日) 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～	伊賀市役所
	総合適性検査 (SPI3) テストセンター方式	9月10日(土)から 9月28日(水)のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
技術職(土木) (上級、初級、職務経験者対象) 上下水道事業技術職 (上級、初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 専門試験	9月18日(日) 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 専門：13時30分～	伊賀市役所
学芸員 (埋蔵文化財、近世文化・文学)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 論文試験、専門試験	9月18日(日) 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 論文：13時30分～ 専門：14時45分～	
消防職(上級、初級) 救急救命士	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 体力測定	9月18日(日) 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 体力：13時30分～	総合適性検査 (SPI3)： 消防本部 体力測定： 伊賀市民体育館

※事務職は、テストセンターでの受験を選択できます。
 ※テストセンターについては、リクルートのウェブサイトでご確認ください。
 (参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会 場	内容	試 験 日	会 場
事務職 (初級、職務経験者対象)	個別面接	10月29日(土) または 10月30日(日)	伊賀市役所	個別面接	11月26日(土) または 11月27日(日)	伊賀市役所
技術職(土木) (上級、初級、職務経験者対象)						
上下水道事業技術職 (上級、初級)						
学芸員 (埋蔵文化財、近世文化・文学)						
消防職(上級、初級)						
救急救命士						

◆会場所在地

伊賀市役所

消防本部、伊賀市民体育館

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市緑ヶ丘東町920番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみメールで通知します。合否の結果は、受験者全員にメールで通知し、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目		内 容	所要時間	
総合適性検査 (SPI3)		職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	ペーパーテスト方式 約110分	
			テストセンター方式 約65分	
専 門 試 験	技術職(土木)	受験職種に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	約90分	
	上下水道事業技術職	申し込み時に選択した科目(土木、電気、機械のうち一つ)に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	土木 約90分 電気 約90分 機械 約120分	
	学 芸 員	埋蔵文化財	考古学、埋蔵文化財等に関する専門的知識についての記述式による筆記試験と、出土遺物の実測試験を行います。 ※実測に必要な道具を持参してください。	約90分
		近世文化・文学	くずし字、近世文化・文学及び芭蕉に関する問題について、記述式による筆記試験を行います。	約60分
論文試験		指定した課題(テーマ)において、論理力や表現力、全体印象等について、800字程度の論文試験を行います。	約60分	
体力測定		立ち幅跳び、上体起し、腕立伏臥腕屈伸、反復横とび、5分間走及び握力測定を行います。	約3時間 受験者数により変動します。	

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットから申し込んでください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/14213>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。また、人事課、各支所、消防総務課にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡はメールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



◆受付期間

8月1日（月）～8月18日（木）午後5時15分受信分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、8月18日（木）午後5時15分までの必着とします。

◆申込先（問い合わせ先）

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市総務部人事課（Tel:0595-22-9605）

◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「arorua.net」からメールを受信できるように設定してください。）
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込みを行ってください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に振り分けられるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【第1次試験（SPI3）の受験方法】

- ・SPI3は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンターでの受験を選択された場合、申し込み完了後順次、「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時、会場を予約して受験してください。
- ・SPI3の受験会場は、申し込み後の変更ができないので、手続には十分注意してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和5年4月1日

【勤務条件（令和4年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 187,666円以上、高校卒 155,118円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間

《一般的な例》

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

《消防職、救急救命士》

日勤者：午前8時30分から午後5時15分

交代制勤務者：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

（4週間を平均して1週間あたり38時間45分以内）

◇休日

《一般的な例》

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

《学芸員（近世文化・文学）》

変則週休2日制 年末年始（12月29日～1月3日）

《消防職、救急救命士》

日勤者：日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

交代制勤務者：勤務体制により異なる場合があります。

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 体力測定では、消防職員として業務遂行に必要な体力を測定します。体力測定に伴う怪我、事故等については、受験者本人の責任において対応してください。
- 2 救急救命士については、救急業務以外に消防職員として通常の消防業務にも従事していただきます。
- 3 学芸員（埋蔵文化財）については、市内の埋蔵文化財保護のための調査やその他文化財の保護及び活用に関する業務に従事していただきます。

- 4 学芸員（近世文化・文学）については、俳句・俳諧の資料収集・調査研究、企画展等の実施やその他の文化振興に関する業務に従事していただきます。
- 5 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 6 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 7 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。
なお、受験者への個別の連絡は行いません。
- 8 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場の変更、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記7と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。

〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

（電話）0595-22-9605

（ホームページ）<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和4年度伊賀市職員採用試験申込書【後期日程】

受験職種（受験する職種に○をつけてください。）

事務職		
初級	職務経験者	
テストセンター・伊賀市役所		テストセンター・伊賀市役所
技術職(土木)		消防職
初級	上級	職務経験者
		初級
		上級
上下水道事業技術職		学芸員
初級	上級	
土木・電気・機械		埋蔵文化財
		近世文化
		文学

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

令和 年 月 日現在（←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。）

フリガナ		性別	
氏名		男・女	メールアドレス
生年月日	昭和 年 月 日生（満 歳）		
フリガナ			
現住所		TEL	- -
		TEL	- -
		緊急連絡先(必ず記入してください。)	
フリガナ			
連絡先		TEL	- -

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学歴（中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)*期間は必ず和暦で記入してください。

学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴（ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

*同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等（自動車運転免許を含む。）

受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。
また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 113 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

桂区

代表者の氏名 高村 傑

代表者の住所 伊賀市桂 89 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 的場 文夫

新代表者の氏名 高村 傑

旧代表者の住所 伊賀市桂 84 番地

新代表者の住所 伊賀市桂 89 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 114 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 29 年伊賀市告示第 140 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下神戸区

代表者の氏名 森崎 隆

代表者の住所 伊賀市下神戸 738 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 五舛出 圭史

新代表者の氏名 森崎 隆

旧代表者の住所 伊賀市下神戸 1447 番地

新代表者の住所 伊賀市下神戸 738 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

西高倉白鳳台自治会

代表者の氏名 中島 正浩

代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 79

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山下 良和

新代表者の氏名 中島 正浩

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 94

新代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 79

3 変更の年月日

令和 4 年 3 月 21 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 116 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 142 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

真泥区

代表者の氏名 東 健一

代表者の住所 伊賀市真泥 3271 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東 涼一

新代表者の氏名 東 健一

旧代表者の住所 伊賀市真泥 3168 番地

新代表者の住所 伊賀市真泥 3271 番地の 1

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 117 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 172 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中村区

代表者の氏名 谷口 則幸

代表者の住所 伊賀市中村 1283 番地

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 岡田 宏志

新代表者の氏名 谷口 則幸

旧代表者の住所 伊賀市中村 291 番地

新代表者の住所 伊賀市中村 1283 番地

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市中村 291 番地

新事務所の所在地 伊賀市中村 1283 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 118 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平田区

代表者の氏名 富岡 通郎

代表者の住所 伊賀市平田 385 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 大井 孝一

新代表者の氏名 富岡 通郎

旧代表者の住所 伊賀市平田 346 番地

新代表者の住所 伊賀市平田 385 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 119 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 240 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

坂下区

代表者の氏名 福持 浩二

代表者の住所 伊賀市坂下 460 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中井 時秀

新代表者の氏名 福持 浩二

旧代表者の住所 伊賀市坂下 493 番地

新代表者の住所 伊賀市坂下 460 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 120 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年大山田村告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

富永区

代表者の氏名 上田 功

代表者の住所 伊賀市富永 30 番地の 5

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東 芳則

新代表者の氏名 上田 功

旧代表者の住所 伊賀市富永 815 番地

新代表者の住所 伊賀市富永 30 番地の 5

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 121 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

勝地区

代表者の氏名 勝本 順子

代表者の住所 伊賀市勝地 149 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 折戸 一郎

新代表者の氏名 勝本 順子

旧代表者の住所 伊賀市勝地 585 番地

新代表者の住所 伊賀市勝地 149 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 122 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 29 年伊賀市告示第 19 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

妙楽地区

代表者の氏名 沢田 諭

代表者の住所 伊賀市妙楽地 258 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中 安隆

新代表者の氏名 沢田 諭

旧代表者の住所 伊賀市妙楽地 836 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市妙楽地 258 番地の 1

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 9 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 123 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 139 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

春日丘区

代表者の氏名 山舗 政夫

代表者の住所 伊賀市川東 3473 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 安田 茂夫

新代表者の氏名 山舗 政夫

旧代表者の住所 伊賀市山畑 4966 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市川東 3473 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 124 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下川原区

代表者の氏名 西山 和頼

代表者の住所 伊賀市下川原 455 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 増田 良平

新代表者の氏名 西山 和頼

旧代表者の住所 伊賀市下川原 562 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市下川原 455 番地の 2

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 13 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 125 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 118 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊勢路区

代表者の氏名 樋口 淳一

代表者の住所 伊賀市伊勢路 161 番地の 4

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 稲森 敏

新代表者の氏名 樋口 淳一

旧代表者の住所 伊賀市伊勢路 135 番地

新代表者の住所 伊賀市伊勢路 161 番地の 4

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 9 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 126 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年阿山町告示第 32-1 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

馬田区

代表者の氏名 山本 久一

代表者の住所 伊賀市千貝 59 番地の 5

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中須賀 洋文

新代表者の氏名 山本 久一

旧代表者の住所 伊賀市馬田 923 番地

新代表者の住所 伊賀市千貝 59 番地の 5

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 127 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 183 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

北山区

代表者の氏名 金山 登伸一

代表者の住所 伊賀市北山 1175 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 本田 善文

新代表者の氏名 金山 登伸一

旧代表者の住所 伊賀市北山 790 番地

新代表者の住所 伊賀市北山 1175 番地の 1

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 17 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 128 号

令和 4 年度の緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱（平成 18 年伊賀市告示第 126 号）第 4 条第 1 項に規定する別に定める切捨て間伐 1 本当たりの単価並びに同条第 2 項に規定する別に定める搬出基準及び別に定める搬出間伐 1 本当たりの単価を下記のとおり定める。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 1 本当たりの単価

林 齢	切捨て間伐	搬出間伐
概ね 26 年生～35 年生	134 円	230 円
36 年生～概ね 60 年生	191 円	409 円

2 搬出間伐の搬出基準

林 齢	搬出基準（100 本当たり）
概ね 26 年生～35 年生	3 m ³ 以上
36 年生～概ね 60 年生	7 m ³ 以上

伊賀市告示第 129 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

鈴鹿区

代表者の氏名 田中 康裕

代表者の住所 伊賀市玉滝 7953 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 田中 優

新代表者の氏名 田中 康裕

旧代表者の住所 伊賀市玉滝 7905 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市玉滝 7953 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

千歳区自治会

2 規約に定める目的

自治行政等次に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、地域住民相互の連絡等良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民の連絡を行うこと。
- (2) 自治会内の美化清掃等、環境の美化・整備に関すること。
- (3) 集会施設の維持管理に関すること。
- (4) 防災・防犯設備の維持管理、特別災害の対処に関すること。
- (5) 伝統行事等の保存、文化活動、福祉活動、レクリエーションに関すること。
- (6) 山林等区の財産の維持管理に関すること。
- (7) 道路、排水路の維持管理に関すること。
- (8) 各種機関、団体との連絡調整に関すること。
- (9) その他この会の目的達成に必要なこと。

3 区域

ハイツ芭蕉の区域を除く伊賀市千歳の全域

4 事務所

代表者の自宅

5 代表者の氏名及び住所

福川 拓雄 伊賀市千歳 1059 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和4年4月14日

伊賀市告示第 131 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年上野市告示第 62 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

東三田自治会

代表者の氏名 奥谷 征夫

代表者の住所 伊賀市三田 1587 番地の 2

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 山口 敏郎

新代表者の氏名 奥谷 征夫

旧代表者の住所 伊賀市三田 1971 番地の 4

新代表者の住所 伊賀市三田 1587 番地の 2

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市三田 1971 番地の 4

新事務所の所在地 伊賀市三田 1587 番地の 2

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 58 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

安場区

代表者の氏名 大西 喜浩

代表者の住所 伊賀市安場 2936 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮崎 吉尚

新代表者の氏名 大西 喜浩

旧代表者の住所 伊賀市安場 3249 番地

新代表者の住所 伊賀市安場 2936 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 133 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 105 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

山出団地（区）自治会

代表者の氏名 米田 保幸

代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 71

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 平川 勝洋

新代表者の氏名 米田 保幸

旧代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 61

新代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 71

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 134 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

老川区会

代表者の氏名 杉森 啓治

代表者の住所 伊賀市老川 1572 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 長谷川 和美

新代表者の氏名 杉森 啓治

旧代表者の住所 伊賀市老川 1068 番地

新代表者の住所 伊賀市老川 1572 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 135 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 164 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中島区自治会

代表者の氏名 中尾 彰克

代表者の住所 伊賀市平田 2025 番地

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 中川 鮮成

新代表者の氏名 中尾 彰克

旧代表者の住所 伊賀市平田 2031 番地

新代表者の住所 伊賀市平田 2025 番地

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市平田 2031 番地

新事務所の所在地 伊賀市平田 2025 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 136 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年大山田村告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平松区

代表者の氏名 杉尾 直樹

代表者の住所 伊賀市上阿波 67 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中村 崇

新代表者の氏名 杉尾 直樹

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 107 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市上阿波 67 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 137 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年大山田村告示第 26 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

猿野区

代表者の氏名 中尾 清巳

代表者の住所 伊賀市猿野 1410 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 奥井 威夫

新代表者の氏名 中尾 清巳

旧代表者の住所 伊賀市猿野 918 番地

新代表者の住所 伊賀市猿野 1410 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 17 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 138 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 81 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市別府区

代表者の氏名 藤崎 嘉久

代表者の住所 伊賀市別府 434 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 牧野 頼悌

新代表者の氏名 藤崎 嘉久

旧代表者の住所 伊賀市別府 504 番地

新代表者の住所 伊賀市別府 434 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 24 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 139 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

老川区会

代表者の氏名 杉森 啓治

代表者の住所 伊賀市老川 1572 番地

2 変更事項

事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市老川 317 番地の 1

新事務所の所在地 伊賀市老川 1572 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 28 日

4 変更の理由

代表者の自宅を事務所とすることによる

伊賀市告示第 140 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年青山町告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川上区

代表者の氏名 萱室 和千

代表者の住所 伊賀市川上二丁目 8 番地

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 川上 哲弘

新代表者の氏名 萱室 和千

旧代表者の住所 伊賀市川上三丁目 5 番地

新代表者の住所 伊賀市川上二丁目 8 番地

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市川上三丁目 5 番地

新事務所の所在地 伊賀市川上二丁目 8 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 24 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 141 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 207 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市山出区

代表者の氏名 稲林 司

代表者の住所 伊賀市山出 680 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福森 三太夫

新代表者の氏名 稲林 司

旧代表者の住所 伊賀市山出 909 番地

新代表者の住所 伊賀市山出 680 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 142 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日 令和 4 年 1 月 28 日

2 撤去場所及び台数

伊賀神戸駅駐輪場、桑町駅駐輪場、伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場、青山町駅前
自転車等駐車場 計 28 台

3 撤去理由

伊賀市自転車等駐車場において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、下記連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 143 号

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「いう。）であって、次のいずれにも該当しないもの」を「いい、基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以後の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯を除く。）」に改め、同号ア及びイを削り、同条に次の1項を加える。

3 令和4年度分の市民税均等割の課税決定以後に令和3年1月から同年12月までの収入に基づき申請をする場合における第1項第2号の規定の適用については、同号中「同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以後の任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）」とあるのは、「同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯」とする。

様式第3号中

「
「

申請者との続柄	性別
本人	

を

申請者との続柄
本人

に、「提出から」を「、市が金融

」

」

機関に振込を依頼した日から」に改め、「⑧ 伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していたものはいません。受給していた場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。」を削り、「⑨」を「⑧」に、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）（請求書）」を「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」に、「『令和3年中の収入の見込額』を『令和4年度市町村民税非課税証明書』に改め、「※「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等」を削る。

附 則

この告示は、令和4年5月13日から施行する。

伊賀市告示第 144 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 711	旧	東湯舟上友 田線	起点 伊賀市東湯舟字薦口 2706 番 7 地先 終点 伊賀市上友田字柳谷 792 番 1 地先	16.5~25.0	76.0
	新	東湯舟上友 田線	起点 伊賀市東湯舟字薦口 2706 番 7 地先 終点 伊賀市上友田字柳谷 792 番 1 地先	12.0~18.0	76.0

伊賀市告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年伊賀町告示第 20 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

御代区

代表者の氏名 前川 幸彦

代表者の住所 伊賀市御代 820 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 恵治

新代表者の氏名 前川 幸彦

旧代表者の住所 伊賀市御代 844 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市御代 820 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 146 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 撤去年月日 令和 4 年 1 月 28 日
- 2 撤去場所及び台数
市部駅、猪田道駅、茅町駅、広小路駅、J R 佐那具駅 計 18 台
- 3 撤去理由
駅前広場その他公共の用に供する場所において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されると認めるため
- 4 保管場所 伊賀市自転車保管庫
- 5 保管期間 告示の日から 2 か月間
- 6 返却を受ける方法
毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、下記連絡先へ次のものを持参する。
 - (1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの
 - (2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）
- 7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL : 0 5 9 5 - 2 2 - 9 6 6 3

伊賀市告示第 147 号

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第190号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和4年6月30日」を「令和4年8月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年5月27日から施行する。

伊賀市告示第 148 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 101 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

木田原自治会

代表者の氏名 稲垣 由和

代表者の住所 伊賀市西高倉 2241 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 奥谷 秀樹

新代表者の氏名 稲垣 由和

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 2272 番地

新代表者の住所 伊賀市西高倉 2241 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 23 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 149 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年上野市告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

大内区

代表者の氏名 川口 敬俊

代表者の住所 伊賀市大内 1885 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東口 忠司

新代表者の氏名 川口 敬俊

旧代表者の住所 伊賀市大内 1926 番地

新代表者の住所 伊賀市大内 1885 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 150 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

法花区

代表者の氏名 今井 健夫

代表者の住所 伊賀市法花 418 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 花里 隆一

新代表者の氏名 今井 健夫

旧代表者の住所 伊賀市法花 544 番地

新代表者の住所 伊賀市法花 418 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 151 号

令和 4 年度における未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱(平成 28 年伊賀市告示第 177 号) 第 4 条の別に定める期間、第 5 条の別に定める未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの単価及び第 6 条の別に定める期限を下記のとおり定める。

令和 4 年 5 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの補助金単価 3,000 円

2 未利用間伐材搬出期間及び補助金交付申請期限

期別	未利用間伐材搬出期間	補助金交付申請期限
令和 4 年度第 1 期	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 4 年 6 月末日まで	令和 4 年 7 月 15 日
令和 4 年度第 2 期	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 4 年 9 月末日まで	令和 4 年 10 月 14 日
令和 4 年度第 3 期	令和 4 年 7 月 1 日から 令和 4 年 12 月末日まで	令和 5 年 1 月 13 日
令和 4 年度第 4 期	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 5 年 2 月末日まで	令和 5 年 3 月 10 日

伊賀市告示第 152 号

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 66 号)第 2 条第 1 項並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、伊賀市の令和 3 年度下半期の財政事情について次のとおり公表します。

なお、公表に係る書面は、伊賀市財務部財政課、上野支所、伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所及び青山支所に備え置き、公表の日から 6 か月間閲覧に供します。

令和 4 年 5 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和3年度財政事情並びに財政の動向及び市長の財政方針

市民の皆さんに納めていただいた税金やその他の歳入などが、どのようなことに使われたのかを知っていただくため、伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成16年伊賀市条例第66号)第2条並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定に基づき、令和3年度下半期(令和3年10月1日～令和4年3月31日)の財政執行状況、財政の動向及び市長の財政方針をお知らせします。

なお、出納整理の期間(4月1日～5月31日)の数字が含まれませんので、決算の数字とは異なります。

■財政執行状況

(1) 収入及び支出の概況

一般会計の歳入の状況

科目	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額(合計)	収入率
市税	136億5,595万円	83億8,047万円	53億2,736万円	137億 783万円	100.4%
地方譲与税	6億1,502万円	1億9,351万円	4億2,533万円	6億1,884万円	100.6%
地方消費税交付金	22億1,661万円	12億1,441万円	10億7,276万円	22億8,717万円	103.2%
地方交付税	102億7,199万円	63億8,841万円	44億1,034万円	107億9,875万円	105.1%
分担金及び負担金	4億3,282万円	7,424万円	1億 720万円	1億8,144万円	41.9%
使用料及び手数料	4億9,461万円	2億6,708万円	2億 641万円	4億7,349万円	95.7%
国庫支出金	93億2,884万円	23億 912万円	57億2,369万円	80億3,281万円	86.1%
県支出金	38億9,792万円	3億8,276万円	27億9,262万円	31億7,538万円	81.5%
繰入金	16億6,096万円	0円	5,089万円	5,089万円	3.1%
繰越金	11億 206万円	11億 206万円	万円	11億 206万円	100.0%
諸収入	7億8,289万円	1億5,920万円	4億3,930万円	5億9,850万円	76.4%
市債	48億7,156万円	0円	21億7,576万円	21億7,576万円	44.7%
その他	18億4,509万円	5億 226万円	15億6,830万円	20億7,056万円	112.2%
計	511億7,632万円	209億7,352万円	242億9,996万円	452億7,348万円	88.5%

一般会計の歳出の状況

科目	予算現額	支出済額(上半期)	支出済額(下半期)	支出済額(合計)	執行率
議会費	2億7,162万円	1億4,482万円	1億1,193万円	2億5,675万円	94.5%
総務費	98億6,053万円	20億8,338万円	39億3,633万円	60億1,971万円	61.0%
民生費	170億6,428万円	51億1,010万円	86億1,108万円	137億2,118万円	80.4%
衛生費	51億1,031万円	19億9,429万円	21億4,030万円	41億3,459万円	80.9%
労働費	9,787万円	4,922万円	3,864万円	8,786万円	89.8%
農林業費	29億2,740万円	8億3,326万円	12億5,810万円	20億9,136万円	71.4%
商工費	10億2,658万円	4億2,551万円	4億8,336万円	9億 887万円	88.5%
土木費	30億6,246万円	8億9,745万円	15億1,934万円	24億1,679万円	78.9%
消防費	17億3,157万円	7億7,122万円	8億 709万円	15億7,831万円	91.1%
教育費	40億5,400万円	17億3,048万円	13億3,981万円	30億7,029万円	75.7%
災害復旧費	3億3,104万円	6,624万円	5,121万円	1億1,745万円	35.5%
公債費	56億 866万円	28億 688万円	28億 79万円	56億 767万円	99.9%
予備費	3,000万円	0円	0円	0円	0.0%
計	511億7,632万円	169億1,285万円	230億9,798万円	400億1,083万円	78.2%

(2) 住民の負担の状況

市税の状況

区分	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額(合計)	収納率
市民税	51億6,091万円	25億 499万円	26億4,195万円	51億4,694万円	99.7%
固定資産税	74億7,509万円	52億4,184万円	23億 500万円	75億4,684万円	101.0%
都市計画税	0.2万円	1万円	2万円	3万円	150.0%
軽自動車税	3億5,119万円	3億3,761万円	1,519万円	3億5,280万円	100.5%
市たばこ税	6億3,167万円	2億7,817万円	3億4,511万円	6億2,328万円	98.7%
鉱産税	3万円	1万円	2万円	3万円	100.0%
入湯税	3,706万円	1,784万円	2,007万円	3,791万円	102.3%
計	136億5,595万円	83億8,047万円	53億2,736万円	137億 783万円	100.4%

(3) 公営事業の経理の概況

特別会計・財産区特別会計

会計名	歳入	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額合計	収入率
	歳出	予算現額	支出済額(上半期)	支出済額(下半期)	支出済額合計	執行率
国民健康保険事業	歳入	95億4,541万円	34億1,735万円	48億4,233万円	82億5,968万円	86.5%
	歳出	95億4,541万円	36億498万円	50億2,143万円	86億2,641万円	90.4%
住宅新築資金等貸付	歳入	5,350万円	992万円	1,515万円	2,507万円	46.9%
	歳出	5,350万円	5,076万円	232万円	5,308万円	99.2%
駐車場事業	歳入	3,545万円	1,299万円	1,653万円	2,952万円	83.3%
	歳出	3,545万円	1,465万円	1,800万円	3,265万円	92.1%
介護保険事業	歳入	108億5,196万円	47億8,016万円	43億5,774万円	91億3,790万円	84.2%
	歳出	108億5,196万円	42億3,914万円	50億7,736万円	93億1,650万円	85.9%
サービスエリア	歳入	796万円	369万円	362万円	731万円	91.8%
	歳出	796万円	174万円	288万円	462万円	58.0%
後期高齢者医療	歳入	12億8,048万円	4億2,476万円	7億4,588万円	11億7,064万円	91.4%
	歳出	12億8,048万円	4億6,984万円	6億3,348万円	11億332万円	86.2%
島ヶ原財産区	歳入	3,169万円	1,689万円	1,480万円	3,169万円	100.0%
	歳出	3,169万円	423万円	1,288万円	1,711万円	54.0%
大山田財産区	歳入	1,382万円	1,376万円	7万円	1,383万円	100.1%
	歳出	1,382万円	20万円	299万円	319万円	23.1%
合計		218億2,027万円	86億7,952万円	99億9,612万円	186億7,564万円	85.6%
		218億2,027万円	83億8,554万円	107億7,134万円	191億5,688万円	87.8%

企業会計

		予算現額	執行額(上半期)	執行額(下半期)	執行額(合計)	執行率	
病院事業	収益的収支	事業収益	51億2,980万円	23億8,440万円	27億4,991万円	51億3,431万円	100.1%
		事業費用	48億3,347万円	19億3,725万円	27億2,399万円	46億6,124万円	96.4%
	資本的収支	資本的収入	4億2,985万円	1億8,718万円	2億876万円	3億9,594万円	92.1%
		資本的支出	5億4,209万円	2億881万円	3億27万円	5億908万円	93.9%
水道事業	収益的収支	事業収益	34億4,061万円	11億4,892万円	22億7,337万円	34億2,229万円	99.5%
		事業費用	31億4,193万円	5億5,062万円	24億7,770万円	30億2,832万円	96.4%
	資本的収支	資本的収入	7億1,758万円	5,240万円	6億4,215万円	6億9,455万円	96.8%
		資本的支出	20億3,862万円	7億5,599万円	11億771万円	18億6,370万円	91.4%
下水道事業	収益的収支	事業収益	26億371万円	3億9,070万円	22億497万円	25億9,567万円	99.7%
		事業費用	23億9,332万円	3億2,862万円	18億8,878万円	22億1,740万円	92.6%
	資本的収支	資本的収入	6億1,415万円	4億8,303万円	1億1,808万円	6億111万円	97.9%
		資本的支出	13億4,516万円	5億4,703万円	6億9,761万円	12億4,464万円	92.5%

(注) 執行額には、消費税額等が含まれています。

(4) 財産、公債及び一時借入金の現在高

市債(一般会計)

会計名	残高
総務債	77億8,433万円
土木債	44億8,013万円
農林債	5億4,936万円
教育債	66億9,176万円
公営住宅債	2億815万円
厚生福祉債	11億5,232万円
清掃債	36億157万円
消防債	13億2,392万円
保健衛生債	20億3,173万円
商工債	6億7,317万円
災害復旧債	7億8,220万円
減税補てん債	1億3,212万円
臨時税収補てん債	1億2,060万円
臨時財政対策債	183億8,168万円
計	479億1,304万円

市債(特別会計)

会計名	残高
国民健康保険事業(直営診療所)	191万円
住宅新築資金等貸付	142万円
計	333万円

市債(企業会計)

会計名	残高
病院事業	17億6,013万円
水道事業	109億8,206万円
下水道事業	130億82万円
計	257億4,301万円

一時借入金

区分	借入残高
一般会計	0円

(5) その他市長において必要と認める事項
基金

区分	基金額	土地
財政調整基金	54億8,208万円	
減債基金	9億 634万円	
職員退職手当基金	2億9,451万円	
地域振興資金	7億8,923万円	
関西本線近代化整備基金	1億6,966万円	
文化振興基金	8,782万円	
芭蕉翁顕彰事業基金	7億3,587万円	
地域福祉基金	1億9,065万円	
福祉資金貸付事業基金	6,975万円	
環境保全基金	5億3,292万円	
ふるさと水・土保全対策基金	1,766万円	
観光振興基金	2億1,113万円	
公共施設等整備基金	3億2,009万円	
住宅団地等調整池管理基金	259万円	
青山工業団地等調整池管理基金	565万円	
食肉センター施設整備等基金	752万円	
川上ダム周辺整備事業基金	4億7,101万円	
川上地区施設管理基金(特別会計)	77万円	
教育図書購入基金	1,150万円	
日・独親善少年サッカー交流基金	124万円	
堀池一三通学安全対策基金	200万円	
国際交流基金	1,264万円	
住宅新築資金等貸付事業基金(特別会計)	11万円	
義務教育施設整備基金	1,729万円	
ササコリ奨学基金	3,860万円	
伊賀市振興基金	29億1,131万円	
伊賀市ふるさと応援基金	12億9,772万円	
交通安全対策事業基金	3,082万円	
伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金	967万円	
岸宏子文学振興基金	9,738万円	
子育て支援基金	7,868万円	
伊賀線経営安定化支援基金	3億0,000万円	
伊賀市公共施設最適化基金	3億3,144万円	
森林環境譲与税基金	3,901万円	
伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金	2億3,020万円	
土地開発基金	2億8,079万円	14,309.64㎡
用品購入基金	600万円	
国民健康保険給付費支払準備基金	4,032万円	
国民健康保険高額療養費貸付基金	2,200万円	
国民健康保険出産費資金貸付基金	1,100万円	
介護給付費準備基金	10億6,245万円	
サービスエリア施設整備基金	6,408万円	
島ヶ原財産区基金	2億6,965万円	
大山田財産区基金	1億1,985万円	
計	175億8,099万円	14,309.64㎡

■ 財政の動向及び市長の財政方針

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。感染症の経過によっては、さらに内外経済を下振れさせるリスクがあり、本市においても市内の感染状況により、市民生活や飲食店をはじめとした各事業所や企業の経営状況など、引き続き感染症の影響を注視していく必要があります。

このような状況のなか、総合計画に掲げる「『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」を実現するため、「こども・くらし・にぎわい」の視点で、令和4年度の予算を「新たな成長・活力・価値創造予算」としました。

今年度は目的実現のため、「DX、SDGs、防災・減災、新しい生活様式」など、新たな考え方を取り込んだ各種施策を展開し、取り組みます。

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市告示第 153 号

令和4年第3回伊賀市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和4年5月30日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和4年6月6日（月） 午前10時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場

伊賀市告示第 154 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年伊賀町告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川西青葉台区

代表者の氏名 木村 嘉男

代表者の住所 伊賀市川西 1738 番地の 196

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森野 政博

新代表者の氏名 木村 嘉男

旧代表者の住所 伊賀市川西 1738 番地の 130

新代表者の住所 伊賀市川西 1738 番地の 196

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更